

運営状況概要書

(株 2)

法人名：

株式会社 玉川サービス

設立年月日 平成3年10月22日

1 法人の概要

代表者職氏名	代表取締役社長 田口 知明	資本金	10,000千円	県出資等額及び比率	5,000千円	(50.0%)	所管部課名	観光文化スポーツ部観光戦略課					
設立目的	秋田県のリゾート構想に基づき、玉川重点整備地区に民間宿泊施設及び自然公園施設が整備されることから、地区内の県有基盤施設の維持管理や給排水・給排湯施設の整備運営等を目的に、秋田県、仙北市、進出企業の出資により平成3年10月設立。												
事業概要	新玉川リゾート地区進出企業に対する玉川温泉の源泉供給管理及び給排水施設の運営管理、県営施設の指定管理等												
関連法令、県計画	「北緯40度シーズナルリゾート秋田」計画（指定区域）												
役員数 (R6.7.1現在)	理事		監査役		評議員		計		職員数 (R6.4.1現在)	正職員	出向職員	臨時・嘱託	計
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤				1	1
	1	4		1			1	5	※役員と職員を兼ねている者の人数は、役員と職員の両方に計上し、職員数には括弧（内数）で表示。				

2 法人の行動計画(令和4～7年度)

県関与のあり方	継続	経営状況	安定	取組の方向性	・安定的経営の継続
目標	新玉川地区温泉事業者の安定的な経営のため、事業者への滞りない給排水事業等を実施する。				
取組	○温泉事業者への滞りない給排水事業等を実施するため、施設設備について随時修繕計画の見直しを行い、計画に基づいた修繕を実施する。また、修繕費用の積立を継続し、経営の安定を維持していく。 【R4年度】浄水場ソーダ灰注入器交換を行う。 【R5～7年度】修繕計画書に基づき、施設の適正な維持管理を実施する。				

3 財務

①損益計算書

(単位:千円)

区 分	令和4年度	令和5年度
売上高	28,656	28,853
売上原価		
売上総利益	28,656	28,853
販売費及び一般管理費	28,426	28,389
人件費（売上原価含む）	5,511	5,447
営業利益（損失）	230	464
営業外収益	1	1
営業外費用	1	1
経常利益（損失）	230	464
特別利益		
特別損失		
法人税、住民税・事業税	119	173
当期純利益（損失）	111	291

②貸借対照表

(単位:千円)

区 分	令和4年度	令和5年度
流動資産	27,585	26,542
固定資産		
資産計	27,585	26,542
流動負債	15,092	13,757
短期借入金		
固定負債		
長期借入金		
負債計	15,092	13,757
資本金	10,000	10,000
利益剰余金等	2,493	2,785
純資産計	12,493	12,785
負債・純資産計	27,585	26,542

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

＜主な経営指標＞

項 目	令和4年度	令和5年度	増減※
経常収支比率 (経常収益÷経常費用)	100.8%	101.6%	+0.8
流動比率 (流動資産÷流動負債)	182.8%	192.9%	+10.2
自己資本比率 (純資産計÷負債・純資産計)	45.3%	48.2%	+2.9
有利子負債比率 (有利子負債÷純資産計)			

※端数処理の関係で増減が一致しないことがある。

＜退職給与引当状況（単位:千円）＞

要支給額	引当額	引当率(%)
0	0	—

※要支給職員なし。

③県の財政的関与の状況（事業費補助・委託を除く）

(単位:千円)

区 分	令和4年度	令和5年度	支出目的等
年間支出			
年度末残高			

法人名：

株式会社 玉川サービス

I 自己評価

1 行動計画における目標及び取組の達成状況	2 経営状況
【令和5年度実績】 ○修繕計画書に基づく、施設の適正な維持管理 ：浄水場原水濁度計交換ほか、作成した計画書に基づき修繕を実施。 （前年度：浄水場ソーダ灰注入器交換ほか） ○ビジターセンター入館者数：7,027人（前年度：7,039人） ○ビジターセンター顧客満足度：83.3%（前年度：88.5%）	【令和5年度実績】 ○営業収入：28,853千円（前年度：28,656千円） ○経常利益：464千円（前年度：230千円） ○当期純利益：291千円（前年度：111千円）
【自己評価】 ○目標設定した浄水場原水濁度計の交換のほか、修繕計画に含まれている機械に優先順位をつけて調整し運営に支障なく実施できた。 ○ビジターセンターの入館者数は、4月～6月は前年度と同程度の入館者数だったが、7月に秋田県内を襲った豪雨に伴う通行止めによる宿泊キャンセルの発生や9月～10月の土日祝日の天候不良の割合が多かったことから前年度並みとなったため、法人の目標である8,500人に対して82.7%の達成となった。	【自己評価】 ○営業収入は徴収単価を146円／1㎡から151円／1㎡に上げたことから、前年に比べ197千円の増収となった。 ○当期純利益は引き続き黒字となったほか、借入金、累積損失もなく、経営状況は安定している。 ○会社の規模から、施設設備の修繕費の多寡が経営状況に影響を与えるため、引き続き計画的な修繕を行う必要がある。

II 所管課評価

1 行動計画における目標及び取組の達成状況	2 経営状況
【所管課評価】 ○計画に基づいて修繕を実施しているほか、ビジターセンター来場者数においては7月の豪雨災害による影響があったにもかかわらず、前年度並みの入館者数を確保するなど、概ね目標を達成している。	【所管課評価】 ○借入金や累積損失もなく、経常収支比率も100%以上であり、安定した経営状況である。

III 委員会評価

総合評価	法人全体の取組・運営状況に関するコメント
A	○当期純利益が黒字となっていることから、安定した経営状況であると評価できる。 ○引き続き、計画的に修繕に取り組むことにより、自己資本の積み増しを図ってもらいたい。

【委員からの提言】

○ビジターセンターの入館者数は前年度と同程度である一方で、玉川温泉地区の観光客数が前年度から増加していることから、改善の余地があると考えられる。各温泉施設との連携を強化するなど、今後の取組に期待する。
--

委員会評価を踏まえた対応方針

法人の対応方針	所管課の対応方針
○団体宿泊客の利用が増えたことで玉川温泉地区の利用者数が増加したものの、館内展示の目玉であるプロジェクトマップが故障していること等によりビジターセンター入館者数の増加につながらなかったことから、同設備の復旧に向けて所管課である県自然保護課と引き続き調整を行うとともに、宿泊施設でのパンフレット配布等を積極的に実施することで入館者数の増加に努めていく。	○安定した経営状況を維持し、計画的な修繕等を含めた施設管理に努めさせるほか、事業者への滞りない給排水事業等を継続していくように働きかける。

法人名 (株)玉川サービス

①令和 6 年度計算書類等

法人所管課 観光戦略課

定 款

株式会社 玉川サービス

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社玉川サービスと称する。

(目的)

第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

- 1 玉川温泉を渋黒台地区内に供給する給湯施設の整備及び管理運営事業。
- 2 給排水施設の管理運営事業。
- 3 公園施設の管理運営事業。
- 4 清掃及び除雪事業。
- 5 道路、自然探勝、宿泊施設、野営場及び保健休養施設に関する情報提供並びに運動用具及び野営用具貸付等サービス事業。
- 6 飲食料品、たばこ及び日用雑貨品の販売事業。
- 7 前各号に付帯する一切の事業。

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を秋田県仙北市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載する。

第2章 株 式

(発行する株式の総数)

第5条 当社の発行する株式の総数は、800株とする。

(記名株式及び株券の種類)

第6条 当社の株券は、すべて記名式とし、株券の種類は10株券、100株券及び10株未満の株式数を表示した株券(10株未満株券)の3種類とする。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡するときは、取締役会の承認を受けなければならない。

(株式取扱規則)

第8条 当社の株式の名義書換その他株式の取扱及び手数料は、本定款に定めるほか、取締役会の定める株式取扱規則による。

(株主名簿の閉鎖)

第9条 当社は、営業年度末の翌日から定時株主総会の終結の日まで株主名簿の記載の変更を停止する。

- 2 前項の場合のほか、株主又は質権者とし権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、株主名簿の記載の変更を停止し、又は基準日を定めることができる。この場合には、その期間または基準日を2週間前に公告するものとする。

第3章 株 主 総 会

(株主総会の招集)

第10条 当社の定時株主総会は、営業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

- 2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれを招集する。

(議長)

第11条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに当たる。

(決議)

第12条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

(議決権の代理行使)

第13条 株主は、代理人を選任して、その議決権を行使することができる。

(議事録)

第14条 株主総会の議事の経過の要領及びその結果は議事録に記載し、議長並びに出席した取締役がこれに署名又は記名押印して会社に保存する。

第4章 取締役及び監査役

(取締役及び監査役の員数)

第15条 当社の取締役は10名以内、監査役は2名以内とする。

(取締役及び監査役の選任)

第16条 当社の取締役及び監査役は、株主総会において発行済み株式の総数の2分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 当社の取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(取締役及び監査役の任期)

第17条 取締役の任期は、就任後2年内、監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の残存期間と同一とする。

3 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第18条 当社に、取締役社長1名、専務取締役1名を置くほか、常務取締役若干名をおくことができる。

取締役社長、専務取締役及び常務取締役は、取締役会の決議により、取締役の中から選任する。

2 取締役社長並びに専務取締役は当社を代表する。

(業務執行)

第19条 取締役社長は当社の業務を統括し、専務取締役は取締役社長を補佐してその業務を分掌する。

2 取締役社長に事故あるときは、専務取締役が取締役社長の職務を代行する。

(報酬及び退職慰労金)

第20条 取締役及び監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。

第5章 取締役会

(取締役会の招集)

第21条 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集するものとし、その通知は各取締役及び各監査役に対して会日の1週間前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役会は、取締役全員の同意があるときは招集手続きを省略して

開くことができる。

(議長)

第22条 取締役会の議長は、取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに当たる。

(決議)

第23条 取締役会の決議は取締役の過半数以上が出席し、出席取締役の過半数をもって決定する。

- 2 取締役が、取締役会決議の目的である事項を提案した場合において、その提案について取締役全員が、書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、提案を可決する取締役会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第24条 取締役会の議事の経過の要領及びその結果は議事録に記載し、出席した取締役及び監査役がこれに署名又は記名押印して会社に保存する。

第6章 計 算

(営業年度)

第25条 当会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(利益配当)

第26条 利益配当金は、毎決算期における株主名簿に記載された株主または質権者に配当する。

- 2 利益配当金はその支払い開始日から満2年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れるものとする。

附則

1. 平成3年10月14日作成 (平成3年10月15日認証)
2. 平成16年6月29日一部改正 (第5条、第17条の変更、第27条～第32条の削除)
3. 平成18年6月29日一部改正 (第3条、第10条の変更)
4. 令和3年11月22日一部改正 (第23条第2項追加)

株主名簿

株式会社玉川サービス

令和6年3月31日現在

	氏名又は名称	住所	株式数 (株)	議決権数	議決権数の割合
1	秋田県	秋田県秋田市山王三丁目1番1号	100	100	50.0%
2	株式会社玉川温泉	秋田県仙北市田沢湖玉川字渋黒沢国有林3014林班口小班	62	62	31.0%
3	秋田県仙北市	秋田県仙北市田沢湖字宮ノ後30番地	20	20	10.0%
4	株式会社玉川温泉 クアハウス生命の泉	秋田県仙北市田沢湖玉川字渋黒沢2番地先	18	18	9.0%
5					
6					
7					
8					
9					
10					
			合計	200	100.0%

秋田県出資・出捐法人 役員名簿

法 人 名 : 株式会社玉川サービス

時 点 : 令和6年7月1日

番号	役職名称	氏名	職名
1	代表取締役社長	田口知明	仙北市長
2	代表取締役専務	畠山米一	株式会社玉川温泉 代表取締役社長
3	取締役	小松鋼紀	秋田県観光文化スポーツ部 観光戦略課課長
4	取締役	石井芳明	株式会社玉川温泉クアハウス 生命の泉 取締役
5	取締役	和田耕悦	株式会社玉川温泉 常務取締役
6	監査役	松川 昇	株式会社玉川温泉 執行役員業務本部長
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			

番号	役職名称	氏名	職名
28			
29			
30			
31			
32			
33			
34			
35			
36			
37			
38			
39			
40			
41			
42			
43			
44			
45			
46			
47			
48			
49			
50			
51			
52			
53			
54			

令和 6 年度 事業計画 (案)

昨年度から新型コロナウイルス感染症は 5 類への移行となりましたが、感染防止対策を継続して安心安全を確保しつつ、経費削減の企業努力を強化しながらお客様満足度の向上に努めます。

水道給排水事業

給水事業を円滑に、かつ、安全に供給できるよう、各施設の機器などは修繕計画に基づき実施して参ります。突発的な故障や障害が発生した場合には、速やかに対応できるよう関係者と連携して対応いたします。

浄水場建物設備は、電動シャッターや開閉ドアの腐食による穴などの損傷が著しいことから、小動物や害虫の侵入が発生しております。衛生管理上、交換を要する状況となっており、県と相談しながら対策を検討したいと考えております。

その他の工事については、修繕計画に基づき長期的に対応いたします。

水質管理においては、雨により原水に濁りが生じた場合は、薬剤投入量の調整を行い、浄水運転の停止と組み合わせながら水質管理に努めたい。

また、排水処理については、排水基準不適合等の指導を受けないよう、点検・清掃を改善してまいります。

温泉給排湯事業

温泉給湯管は設置から 25 年経過しておりますので、国土交通省のトンネル内に敷設している配管は不具合が生じないよう定期点検を継続して行い、修繕が必要な場合は速やかに対応して参ります。

給湯管の更新は各施設とも更新計画を考える時期となっておりますので点検結果を共有していきたい。

排湯管は、年 2 回除去作業をしておりますが、酸化鉄の硬化がすすみ剥がれにくくなっております。今後も定期的に清掃管理を行うことで対応してまいります。

秋田県からの委託業務

《観光戦略課所管》

◇ 新玉川リゾート基盤施設維持管理業務

周回路並びに歩道の状況は、縁石の損傷や舗装面の亀裂・凸凹箇所、ガードレールなどの破損部分がみられます。縁石の損傷につきましては修繕作業を実施済みで、その他危険と判断される箇所は注意喚起の看板設置などで対応いたします。

また、ポイ捨てのゴミ拾いや草刈、道路や歩道に伸びてきた枝切り作業をしっかり行い環境維持に努め、通行人に支障のないように清掃、見回りを徹底してまいります。

◇ 新玉川リゾート基盤道路除雪業務

除雪ドーザは初度登録から 28 年経過しているため、昨年度の厳寒期にトラブルが発生し、修理部品が調達できないことも発生しておりますので、引き続き、秋田県へ除雪車の払下げ若しくは所管替えなど相談しながらすすめてまいります。

《自然保護課所管》

◇ 秋田県営玉川温泉ビジターセンターの指定管理業務

専門業者による施設内クリーニングの手配が遅れてしまったため、開館前に実施することができませんでしたが、後日実施し清潔な環境を整えております。今年度から勤務に入っている管理人がおりますので、展示品の取り扱い要領を繰り返し研修して、お客様にご迷惑をおかけしないように遂行してまいります。

昨年 5 月から新型コロナウイルスは「5 類」への移行となりましたが、感染防止対策を継続して実施し、お客様が安心して利用できる環境を整えるとともに、積極的にアンケートに協力していただくようお声掛けをしております。

またクラフト教室の開催や周辺の植物のご案内、お問い合わせ等への適切な対応ができるよう、職員の親切丁寧な対応を心掛けお客様満足度の向上に努めます。

駐車場は、ドクターヘリの離着陸場になっておりますので、安全確保に協力して参りたい。

案内モニター等の機器故障については、継続して自然保護課へ働きかけたい。

※現在の故障状況

1. サーベイメーター（令和 5 年 4 月より故障）
2. 観光案内モニター（令和 5 年 9 月より故障）
3. プロジェクションマッピング（令和 6 年 5 月より故障）

令和6年度 比較予想損益計算書(案)

自 令和6年4月1日
至 令和7年3月31日

株式会社玉川サービス

科 目		予算額	前年決算額	差異	率
運 営 収 入	企業負担金	20,353,000	18,744,095	1,608,905	108.6%
	新玉川温泉	17,953,000	16,344,095	1,608,905	109.8%
	クアハウス生命の泉	2,400,000	2,400,000	0	100.0%
	受託収入	10,066,819	10,108,637	▲ 41,818	99.6%
	ビジター管理委託	4,601,819	4,653,637	▲ 51,818	98.9%
	基盤施設維持管理	939,000	929,000	10,000	101.1%
	基盤道路除雪業務	4,526,000	4,526,000	0	100.0%
	その他収入	110,000	0	110,000	—
	収入計	30,529,819	28,852,732	1,677,087	105.8%
	人件費	5,590,800	5,446,762	144,038	102.6%
	旅費交通費	70,000	53,031	16,969	132.0%
	通信費	151,900	147,610	4,290	102.9%
	賃借料	26,100	26,100	0	100.0%
	租税公課	27,400	12,850	14,550	213.2%
	外注費	7,115,800	7,108,300	7,500	100.1%
	施設管理費	10,447,648	9,527,489	920,159	109.7%
	雑費	708,348	647,004	61,344	109.5%
	修繕費	2,118,000	1,572,500	545,500	134.7%
	車両費	4,016,660	3,847,400	169,260	104.4%
	減価償却費	0	0	0	—
	一般管理費計	30,272,656	28,389,046	1,883,610	106.6%
営 業 利 益		257,163	463,686	▲ 206,523	55.5%
	受取利息	400	394	6	101.5%
	雑収入	0	273	▲ 273	0.0%
	営業外収入計	400	667	▲ 267	60.0%
預金利子税		60	58	2	103.4%
経 常 利 益		257,503	464,295	▲ 206,792	55.5%
特別利益		0	0	0	—
特別損失		0	0	0	—
税引き前当期純利益		257,503	464,295	▲ 206,792	55.5%
法人税等充当額		125,800	172,800	▲ 47,000	72.8%
当 期 純 利 益		131,703	291,495	▲ 159,792	45.2%

法人名 (株)玉川サービス

②令和 5 年度計算書類等

法人所管課 観光戦略課

第 3 3 期
事 業 報 告 書

自 令和 5 年 4 月 1 日
至 令和 6 年 3 月 3 1 日

株 式 会 社 玉 川 サ ー ビ ス

第 33 期 (令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日) 事業報告

I 事業概要

① 玉川温泉地区全般の概要

国道 341 号の通行規制は、八幡平アスピーテラインと同時開通となり 4 月 15 日 10:00 に通行可能となりました。

玉川温泉地区利用適正化連絡協議会(幹事：秋田県自然保護課)が 4 月 13 日に開催され、岩盤浴地周辺の残雪調査の結果、国道 341 号の冬期通行規制解除の 4 月 15 日から岩盤浴地の再開が承認されました。

今期も玉川エリアの入林禁止が引き続き実施されることとなり、林道入口や道路脇駐車帯に順次「入林禁止」の看板が設置され、また叫沢付近に有毒ガス発生の看板も設置されました。

新型コロナウイルス感染症は、5 月 8 日にいわゆる 2 類相当とされていた「新型インフルエンザ等感染症」の扱いから「5 類感染症」へと変わったことで、客足がコロナ禍以前の状態に戻ることを期待してのシーズン入りとなりました。

しかしながら 7 月 14 日からの秋田県内を襲った豪雨により、県内各地で多大な損害を被りました。特に秋田市内の被害が大きく全国ニュースで流れ、加えて秋田新幹線が 7 月 19 日まで運休になり、多数の宿泊キャンセルが発生しました。玉川地区に於いては特に大きな被害は無かったものの、国道 341 号が長者の館から新玉川温泉の間が通行止めとなりました。

10 月 21 日に玉川地区では初雪を観測、12 月 1 日から例年通りの冬期通行規制が始まりました。

玉川温泉は 11 月 30 日のチェックアウトをもって冬期休館となり、新玉川温泉は 12 月 4 日から 12 月 6 日までメンテナンス休館をいたしました。

以上のような状況の下、当社の各事業の概要につきましては、下記のとおりであります。

② 給排水事業

給排水設備の今年度当初の修繕計画は、浄水場の原水濁度計交換、排水処理場の浄化槽配電盤内機器交換、調整ポンプ及び電磁接触器交換を予定しておりました。原水濁度計交換と浄化槽配電盤内機器交換は予定通り実施し、排水処理場の調整ポンプ及び電磁接触器につきましては、整備で再稼働しているため故障時に交換工事を行うことといたしました。

安定供給に関しては、大雨予報がある場合は貯水量を確保しながら浄水運転を自主停止させるなど、気象変動や気象予報の情報を考慮しながら稼働することで、安定した水質で安全に供給できるように努めて管理して参りましたが、予報以上の雨量の影響で原水濁度高となり異常停止が4回発生いたしました。いずれも貯水量を確認して断水となることなく復旧しております。

夏の渇水期における水量不足も毎年厳しくなっていますが、今期は7月の豪雨の後に取水口の砂利除去作業を実施したことにより、辛うじて水量不足を回避することができました。

また、7月15日の豪雨では国道341号線長者の館から新玉川温泉間が翌日まで通行止めとなりましたが、大雨による給排水設備等への被害は特にありませんでした。

今期の給水量は、93,907 m³（前年実績 95,188 m³、前年対比 98.7%）でありました。各施設の使用量は、新玉川温泉 92,345 m³（同 93,515 m³、同 98.7%）、クアハウス生命の泉 0 m³、県営施設等 1,562 m³（同 1,673 m³、同 93.4%）となっております。

③ 給排湯事業

給湯関係は、国交省中和処理施設トンネル内への立ち入り許可をいただき、専用引湯管の点検を10月30日に例年通り実施し、スケールの付着は見られるものの損傷等の異常はありませんでした。

排湯管につきましては、処理水の流れが悪い箇所の洗浄作業と温泉中和処理の副産物である酸化鉄の除去作業を6月と10月の2回行いました。

温泉中和処理は、今年も新玉川温泉のみ実施となりましたが、石灰投入並びに年6回の廃石灰汲上げ清掃を計画通り実施していることを確認しております。

④ 秋田県からの委託業務

《観光戦略課所管》

◇ 新玉川リゾート基盤施設維持管理業務

この業務は、基盤道路（国道 341 号からの玉川温泉大橋及び周回道路）と多目的屋内広場の維持管理であります。

適時、巡回やごみ除去、排水溝清掃、草刈りなどを行って維持管理に努めております。

4 月 15 日より国道 341 号が開通し、岩盤浴地も同日開場となりました。玉川温泉大橋付近の転落防止ガード柵は、除雪作業を行って 4 月 20 日に設置が完了いたしました。

5 月 25 日に玉川温泉と新玉川エリア間の歩道の通行止めが解除となり、昨年より 2 日遅い開通となりました。

今期は 7 月の豪雨を除いて台風の接近も少なく、強風や大雨時に木の枝や落葉の散乱が見られることはありましたが、大きな災害はありませんでした。また、周回路脇に NTTdocomo の中継基地局が設置され、降雪前に工事が完了しました。

6 月のタケノコシーズンは今年度も入林禁止となっているものの、依然として入林者や路上駐車が多く、ゴミのポイ捨てが多い状況に変わりありません。

◇ 新玉川リゾート基盤道路除雪業務

除雪業務は、路面の凸凹、特にマンホールの破損をしないように、道路脇に目印の青竹を例年同様に設置し、降雪前に除雪作業員による路面の確認を徹底することで作業による損傷を未然に防ぐようにしていましたが、ビジターセンター駐車場入口付近のマンホールを一部損壊し、6 月に修復工事を完了しました。

12 月からの委託契約ですが、11 月の降雪時には出動して安全に運行できるよう 11 月 11 日に基盤道路への除雪ポール設置、14 日に除雪車両へのタイヤチェーン取付作業を実施しております。

委託期間の除雪出動日数は、68 日（前年 72 日）、出勤率は 55.7%（前年 59.5%）で、稼働日数は昨年より少ないですが、12・1 月に大雪の日が数度あったことから稼働時間が大幅に増える結果となりました。

除雪ドーザは、初度登録から 28 年経過しており、作業期間中のトラブルが多くなり車両修理費が高んできております。今年度も県観光戦略課を通じて払い下げ譲渡の申請を引き続き相談をしたいと考えます。

当期の除雪作業時間は以下のとおりです。

作業時間

ロータリー除雪車	173 時間 00 分	(前年 151 時間 00 分、114.6%)
除雪ドーザ	172 時間 00 分	(前年 159 時間 30 分、107.8%)

《自然保護課所管》

◇ 秋田県営玉川温泉ビジターセンターの指定管理業務

玉川温泉ビジターセンターは 4 月 28 日の開館、11 月 4 日の閉館まで 191 日間の営業をいたしました。

館内の展示物につきましては、9 月 12 日に休憩スペースに設置しております周辺の観光案内用のモニターに不具合が発生いたしました。

施設周辺の木々に名前プレートを表示したり、草木の葉や芽、種子などを活用したクラフト教室や自然に親しむ観察会等を開催したりして、お客様とのコミュニケーションづくりに努めました。

今期の入館者は、7,027 名（前年 7,039 名、対比 99.8%）と目標の 8,500 名には及びませんでした。4～6 月は前年度と同程度の入館者数でしたが、7 月に秋田県内を襲った豪雨による通行止めや 9～10 月の土日祝日の天候不良の割合が多かったことにより前年並みの入館者数となりました。閉館後の冬期は 1 月と 2 月に屋根の雪下ろし作業を行い、維持管理に努めております。

ブナ森駐車場では、年々長期車中泊の車両は減少してきている感がありますが、秋になると例年同様多く集まり、駐車場が満車となるくらいの車両が停泊していました。

Ⅱ 会 社 の 概 要

1. 定時株主総会

令和 5 年 6 月 5 日、仙北市に於いて第 32 期定時株主総会を開催し、下記提出議案について審議されました。

記

第 1 号議案 第 32 期計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表）の承認の件

＊本件は原案通り承認可決されました。

第 2 号議案 取締役 1 名補欠選任の件

＊本件は原案通り承認可決されました。

佐々木 重夫氏が取締役を辞任され、新たに小松 鋼紀氏が選任され就任いたしました。

2. 臨時株主総会

令和 6 年 3 月 11 日、仙北市に於いて臨時株主総会を開催し、下記提出議案について審議されました。

記

第 1 号議案 取締役 1 名補欠選任の件

＊本件は原案通り承認可決されました。

高間 勲氏が取締役を辞任され、新たに石井 芳明氏が選任され就任いたしました。

3. 取締役会

当期中の取締役会は 4 回開催し、議決件数 10 件であります。

4. 株式の状況（令和 6 年 3 月 31 日現在）

- | | |
|---------------|---------|
| (1) 発行する株式の総数 | 8 0 0 株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 2 0 0 株 |
| (3) 株 主 数 | 4 名 |

(4) 株 主

株 主 名	所有株式数	持株比率
秋 田 県	1 0 0 株	5 0 . 0 %
株式会社 玉 川 温 泉	6 2 株	3 1 . 0 %
仙 北 市	2 0 株	1 0 . 0 %
株式会社玉川温泉クアハウス生命の泉	1 8 株	9 . 0 %
計	2 0 0 株	1 0 0 . 0 %

5. 取引銀行

秋田銀行花輪支店
北都銀行田沢湖支店

6. 取締役並びに監査役 (令和6年3月31日現在)

役 職	氏 名	主 た る 職 業
代表取締役社長	田 口 知 明	仙北市長
代表取締役専務	工 藤 肇	株式会社 玉 川 温 泉 代表取締役会長
取 締 役	小 松 鋼 紀	秋田県観光文化スポーツ部 観光戦略課長
取 締 役	石 井 芳 明	株式会社玉川温泉クアハウス生命の泉 取 締 役
取 締 役	畠 山 米 一	株式会社 玉 川 温 泉 代表取締役社長
監 査 役	松 川 昇	株式会社 玉 川 温 泉 執行役員業務本部長

7. 登記事項

(1) 取締役1名の変更登記

(令和5年7月19日登記)

以上

貸 借 対 照 表

株式会社 玉 川 サ ー ビ ス

令和6年3月31日現在

借 方 科 目	金 額	貸 方 科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	26,542,100 円	流 動 負 債	13,757,128 円
現 金	78,372 円	未 払 金	1,492,111 円
普 通 預 金	2,636,952 円	未 払 税 金	559,400 円
定 期 預 金	15,000,000 円	預 り 金	20,350 円
未 収 金	8,575,276 円	仮 受 金	0 円
貯 蔵 品	251,500 円	未 払 法 人 税 等	172,800 円
		修 繕 積 立 金	8,512,467 円
		設 備 修 繕 預 り 金	3,000,000 円
		負 債 合 計	13,757,128 円
固 定 資 産		(純 資 産 の 部)	
車 両	3 円	株 主 資 本	12,784,975 円
		資 本 金	10,000,000 円
		前 期 繰 越 利 益	2,493,480 円
		当 期 純 利 益	291,495 円
		繰 越 利 益 剰 余 金	2,784,975 円
		純 資 産 合 計	12,784,975 円
資 産 合 計	26,542,103 円	負 債 及 純 資 産 合 計	26,542,103 円

損 益 計 算 書

株式会社 玉 川 サ ー ビ ス

自 令和 5年4月 1日
至 令和 6年3月31日

科 目	金 額	
(営業損益の部)		
営 業 収 益		
運 営 収 入		28,852,732 円
営 業 費 用		
一 般 管 理 費	28,389,046 円	
営 業 利 益		463,686 円
(営業外損益の部)		
営 業 外 収 益		
受 取 利 息		394 円
雑 収 入		273 円
営 業 外 費 用		
預 金 利 子 税	58 円	
経 常 利 益		464,295 円
(特別損益の部)		
特別利益		0 円
特別損失		0 円
税引前当期純利益		464,295 円
法人税等充当額		172,800 円
当期純利益		291,495 円

株主資本等変動計算書

自 令和5年4月1日
至 令和6年3月31日

科 目	変 動 事 由	金 額
【株 主 資 本】		
【資 本 金】	前期末残高	10,000,000 円
	当期末残高	10,000,000 円
【資本剰余金】	前期末残高	0 円
	当期末残高	0 円
【利益剰余金】	前期末残高	0 円
利益準備金	当期末残高	0 円
(その他利益剰余金)		
繰越利益剰余金	前期末残高	2,493,480 円
	当期末残高	2,784,975 円
利益剰余金合計	前期末残高	2,493,480 円
	当期末残高	2,784,975 円
株主資本合計	前期末残高	12,493,480 円
	当期末残高	12,784,975 円
純資産合計	前期末残高	12,493,480 円
	当期末残高	12,784,975 円

個 別 注 記 表

〔 自 令和5年4月1日
至 令和6年3月31日 〕

1. 重要な会計方針に係わる事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

特にありません。

棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 ～ 定率法を採用しております。

償却可能限度額に達した固定資産は、5年間の均等償却
しております

無形固定資産 ～ 特にありません。

(3) 消費税の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。

(4) 会計方針の基準

貸借対照表の「純資産の部」の表示に関する会計基準

当社は「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会
平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に
関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計
基準適用指針第8号)を適用しております。

2. 株主資本等変動計算書に関する注記

- | | |
|---------------------------------------|----------|
| (1) 当事業年度末日における発行済株式の数 | 200株 |
| (2) 当事業年度末日における自己株式の数 | 0株 |
| (3) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項 | 特にありません。 |
| (4) 当事業年度の末日において発行している新株予約権の目的となる株式の数 | 0株 |

3. その他の注記

- | | |
|------------------|------------|
| (1) 固定資産の減価償却累計額 | 5,411,589円 |
|------------------|------------|

繰越利益剰余金について

当期末繰越利益剰余金 2,784,975円

これを次期繰越利益剰余金といたします。

監査報告書

令和6年6月5日

株式会社玉川サービス
代表取締役社長 田口 知 明 殿

監査役 松 川 昇

株式会社玉川サービスの令和5年4月1日から令和6年3月31日までの、第33期事業年度の計算書類等について監査を行いました。

監査の結果、会社の採用する会計処理の原則及び手続きは、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し、前事業年度と同一の基準にしたがって継続して適用されており、計算書類等は株式会社玉川サービスの令和6年3月31日現在の財務状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を適正に表示しているものと認めます。

報 告 書

前記のとおりご報告申し上げます。

令和6年6月20日

株式会社玉川サービス
代表取締役社長 田口 知 明

令和5年度 運営収入・一般管理費内訳書

株式会社玉川サービス

企業負担金	株式会社玉川温泉	16,344,095 円
	クアハウス生命の泉	2,400,000 円
受託業務収入	自然保護課（自然公園管理業務）	4,653,637 円
	観光戦略課（基盤施設維持管理業務）	929,000 円
	観光戦略課（基盤施設除雪業務）	4,526,000 円
収入合計		28,852,732 円

人 件 費	給料手当	ビジターセンター管理人	2,099,425 円
		基盤施設維持管理人・除雪作業員	2,568,900 円
	業務委託費	事務作業委託料	480,000 円
	通 勤 費	通勤手当	283,703 円
	法定福利費	労働保険料	14,734 円
旅費交通費		出張旅費交通費	53,031 円
通 信 費		切手代、電話料(浄水場、ビジターセンター)	147,610 円
賃 借 料		秋田森林管理署(給湯・排水管敷)	26,100 円
租 税 公 課		収入印紙	12,850 円
外 注 費	給排水委託費	浄水・排水維持管理(友愛ビルサービス)	6,600,000 円
	清掃委託費	ビジターセンター開館前清掃(東北ビル管財)	95,800 円
	その他委託費	雪囲い、基盤道路ガードロープ等(新東組)	412,500 円
施 設 管 理 費	電 気 料	取水場・浄水場・排水処理場の電気料	6,020,586 円
		ビジターセンター電気料	393,881 円
	水質検査料・薬品代	水質検査、浄水薬品	1,753,500 円
	保守管理料	浄水場等技術管理料	492,522 円
		ビジターセンター消防設備点検	90,000 円
	その他管理費	浄水場配水池清掃消毒作業他管理費	777,000 円
雑 費	消耗品費	消耗品等	345,687 円
	会 議 費	会議・打合せ費	42,447 円
	事務用品費	プリンタインク他事務用品	16,256 円
	振込手数料	銀行送金手数料等	43,350 円
	その他雑費	決算公告料他雑費	199,264 円
修 繕 費		排水処理場 浄化槽配電盤内機器交換	960,000 円
		取水口 砂利除去作業(2回)	350,000 円
		取水場 非常用発電機点検整備	250,000 円
		その他	12,500 円
車 両 費	車両修繕費	車両修理・点検整備代・部品代	2,174,020 円
	車両燃料費	除雪ドーザ・ロータリー燃料代	1,627,720 円
	その他車両費	自動車保険料	45,660 円
減価償却費		減価償却費	0 円
支 出 合 計			28,389,046 円